

社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 秋田市権利擁護センター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人秋田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する秋田市権利擁護センター（以下「権利擁護センター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 認知症高齢者の増加や、知的障害者、精神障害者の地域移行が進む中において、日常生活上の判断に不安のある方が地域で安心して生活ができるよう、成年後見制度の利用促進を図るとともに、日常生活自立支援事業および成年後見制度等の権利擁護支援を必要とする人を確実に支援に結び付けることができるよう秋田市や秋田県社会福祉協議会、その他関係機関等との連携を図り権利擁護体制の構築を目的とする。

(設置場所)

第3条 権利擁護センターは、秋田市八橋南一丁目8番2号秋田市老人福祉センター内に置く。

(開所時間)

第4条 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。

2 休業日は、次のとおりとする

- (1)日曜日および土曜日
- (2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3)12月29日から翌年1月3日まで

(職員体制)

第5条 権利擁護センターには、原則として、社会福祉士等の権利擁護業務の知識又は実務経験を有する者を置くこととする。

(事業内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1)成年後見制度利用促進事業
- (2)日常生活自立支援事業
- (3)法人後見事業

(職員の守秘義務)

第7条 本会および業務に従事する職員等（以下「職員等」という。）は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせこれを漏らしてはならない。また、職員等がその職を退いた後も同様とする。

2 ケース検討、普及啓発、支援、教育等の目的で情報を使用する場合は、個人のプライバシーに十分配慮しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。